



公益社団法人竹田法人会

会報

第 36 号

(公社) 竹田法人会発行
 〒878-0013
 竹田市大字竹田1920-1
 (竹田商工会議所内)
 TEL・FAX 0974(64)0042
 E-mail ho-taket@rose.plala.or.jp
 URL <https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taketa/>

令和6年度 租税教育活動

法人会は次代を担う子どもたちに、税の重要性を正しく理解し、関心が持てるような様々な租税教育活動を行っています。その一つとして毎年市内全小学6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施していますが、今年度は6校から63点の作品が寄せられ、厳選なる選考の結果9点の作品が受賞されました。受賞児童に対しては賞状と副賞を、応募者全員には参加賞を贈るとともに、受賞作品を2月7日(金)から3月6日(木)の間、サンリブ竹田の多目的スペースに展示しました。(注)県女連協…(一社)大分県法人会連合会女性部会連絡協議会



竹田税務署長賞
荻小学校
三宮 大和さん



県女連協 優秀賞
荻小学校
中村 笑雪さん



県女連協 奨励賞
竹田小学校
阿南 桜太さん



県女連協 奨励賞
竹田小学校
藤川 彩音さん



県女連協 奨励賞
竹田小学校
北條 里桜菜さん



選考会



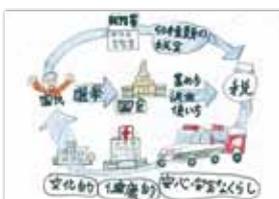
税に関する作品展



県女連協 奨励賞
都野小学校
瀧 逢人さん



竹田法人会 優秀賞
豊岡小学校
林 紅芭さん



竹田法人会 優秀賞
城原小学校
麻生 旺助さん



竹田法人会 奨励賞
祖峰小学校
佐藤 陽希さん



表彰式

絵はがきコンクールの他にも、青年部会が7月12日(金)豊岡小学校の6年生を対象に租税教室を実施しました。租税教育用 DVD を使って税金の大切さ等を説明したほか、1億円のレプリカ体験を実施しました。また、同じく青年部会が7月20日(土)七夕子ども夜市の会場で「税の〇×クイズ大会」を実施しました。正解を発表する度に正解した子ども達から「ヤッター！」と歓声上がり大いに盛り上がりました。



7月12日(金)豊岡小租税教室



7月20日(土)出税の〇×クイズ大会



令和6年度 法人会の主な行事

令和6年度も「めざします。企業の繁栄と社会への貢献」を活動目的に、各種大会への参加や税務研修会の開催と言った研修事業をはじめ、地域イベントの助成や交通安全普及物品の寄贈などの社会貢献事業、税に関する広報啓発活動などを積極的に実施しました。



4月18日(木) 全国女性フォーラム広島大会



6月3日(月) 青年部会会員会議



6月13日(木) 定時総会



6月20日(木) 女性部会会員会議



7月18日(木) 事業研修委員会



9月2日(月) 大分県青年の集い別府大会



9月26日(木) 大分県女性フォーラムin竹田



9月26日(木) 女性フォーラムin竹田



9月26日(木) 女性フォーラムin竹田



9月27日(金) 南九連通常総会



10月3日(木) 全国大会鹿児島大会



10月11日(金) 青年部会県南四地区合同税務研修会



10月26日(土) 女性部会「食品ロス削減」広報活動



10月28日(月) 組織・厚生合同委員会



11月7日(木) 南九州女性の集いin大分



11月8日(金) 全国青年の集い福岡大会



11月11日(月) 税の広報車出発式



12月2日(月) 年末調整説明会



1月30日(木) 青年部会新年税務研修会



2月7日(金) 南九州青年の集い鹿児島大会



2月税に関する絵はがきコンクール表彰式

法人会に関する詳しい情報は、当会ホームページに掲載しています。

<https://hojinkai.zenkuhojinkai.or.jp/taketa/>



法人会公式HP

【実践税務調査】

役員が従業員の結婚披露宴に出席する際の祝い金と旅費の取り扱い

税理士 牧野義博

販売費一般管理費について内容の検討を行っていたところ、常務取締役が従業員の結婚披露宴に出席した際の祝い金および旅費が福利厚生費で処理されていました。当社では若手社員を多く採用しており、最近、結婚披露宴に役員がご招待を受けるケースが増えてきているようです。さっそく調査の内容を見ていきましょう。

- 調査官** 当社の慶弔規定等を見せていただけませんか？
- 担当者** どうぞ。
- 調査官** 従業員等の結婚に際して支出される結婚祝い金の規定を見ると、一般職の方と係長級以上の方とで支給額が異なりますね。
- 担当者** はい。何か問題でもありますか？
- 調査官** 一般職の方は3万円で、いわゆる役職者は6万円となっています。金額の算定根拠はどうされましたか？
- 担当者** 特に計算根拠はありませんが、役職者は会社への貢献度を考慮して決めています。慶弔規定で決めていれば問題ないと思われています。
- 調査官** 税務上では、慶弔規定が定められているからといって、すべて福利厚生費として認められるわけではありません。仮に慶弔規定がなくても、支給事由や金額が社会通念上相当と認められるものであれば、福利厚生費として扱ってよいとしています。
- 担当者** 社会通念上相当と認められるものと言われても難しいですね。
- 調査官** 本来、使用者から金品を支給された場合には、使用人としての地位に基づいて支給されたと認められますので、原則は給与課税されます。しかし、このようなことは慣習として広く行われていますので、一般に贈答されている程度のものには課税せず、支給を受ける人の社会的地位等を考えて、世間一般的な常識の範囲内であれば課税しないとしているのです(所得税基本通達28-5)。
- 担当者** よくわかりました。
- 調査官** 今回の件は福利厚生費の範囲と認められます。ところで、常務取締役が従業員の結婚披露宴に出席した際に旅費を支給していますが、往復で5万円かかっていますね。
- 担当者** 従業員の実家が遠方なものですから、航空運賃が高くてついでにしました。
- 調査官** 経理上はどう処理しましたか？
- 担当者** 結婚祝い金と同様に福利厚生費としました。
- 調査官** この場合、税務上では常務取締役の給与となりますので、源泉所得税の課税漏れが発生しています。
- 担当者** しかし、結婚披露宴に招待されたのは、会社の常務取締役として出席するためであり、また、労使の信頼関係の発展の意味から必要なものであると思います。
- 調査官** お考えはよくわかりますが、結婚は個人的な慶事に当たりますので、常務取締役が結婚披露宴に招待されるということは、個人の資格で参加されることになります。
- 担当者** わかりました。給与として源泉所得税の納付手続きを行います。これが得意先の結婚披露宴であった場合はどうなるのですか？
- 調査官** 社外の者の慶弔等に際して支出する金品の費用は交際費となります。ただし、ここからは事実認定となりますが、会社の役員や従業員との個人的な関係に基づくことが判明した場合には、給与課税が発生することになります。

【筆者紹介】 牧野義博(まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1~3」「税務トラブルと債務の確定」(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

インターネットセミナーをご利用ください

法人会では、経営支援事業としてインターネットセミナーを配信しています。

最新の経営情報の入手・管理職の教育・朝礼でのヒント集など豊富なコンテンツが随時更新され、会員の方は無料でいつでも、どこでも、気になるセミナーを自由に選んで受講できます。

※一般の方も約20タイトルのオープンコンテンツが受講可能です。

忙しくて時間がない、わざわざ出かけずに会社や自宅などでセミナーを受けたい、継続的に社員研修を行いたい、受講したいセミナーが開催されていないとお考えの方々に最適です。

竹田法人会のホームページ<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taketa/>から検索できます。

ただし、会員専用コンテンツを受講するには会員ID・パスワードが必要となりますので、竹田法人会事務局にお問い合わせください。☎0974-64-0042



国税の **簡単・便利**な キャッシュレス納付!

国税ではダイレクト納付以外にも
便利なキャッシュレス納付を
ご用意しています。

振替納税 | 振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に
係る国税を口座引落により納付する方法です。

**インターネット
バンキング等** | インターネットバンキング口座など
から納付する方法です。

こんな方におススメ! 申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出
する必要のある方

- ✓ 申請手続は最初だけ!
- ✓ 初年度以降は自動で引き落とし!
- ✓ オンラインでも申請が可能!

※オンラインでの申請が利用可能な金融機関については、
国税庁ホームページをご確認ください。

✓ **パソコンやスマホから簡単に納付!**
竹田市内の金融機関は全て対応しています。

※利用可能な金融機関については、
「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。

**クレジット
カード納付** | インターネット上のクレジットカード支払の機能
を利用して、納付受託者が運営する専用サイト
から納付受託者に納付を委託する方法です。

スマホアプリ納付 | スマホアプリを利用した新しい
納付の手段です。

✓ **事前手続きは不要!**



※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国の収入にはなりません。)

e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報については、
e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

利用可能時間

電子納税の利用可能時間 | 下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間 | 火曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
月・土・日・休祝日(メンテナンス日を除きます。) 8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

地方税のキャッシュレス納付!

- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせ
しておりますので、ご覧ください。

ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合わせフォームでお問い合わせください。



日本バレーは世界最高峰へ。

©OSAKA BLUTEON SVSP-2024-057

大同生命がつなぐ バレーボールの未来。



大同生命SV.LEAGUEを応援しています。

その安心で、企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命保険株式会社

大分支社/大分県大分市城崎町1-3-31(A | G大分ビル4F)
TEL 097-532-8278

応援サイト



SVリーグ参加チームの紹介、大同生命と各チームが協同する地域貢献活動の様子などを掲載しています。